

厚生年金基金に係る厚生年金保険法第七十八條の二に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認について
(平成十七年八月九日年発第〇八〇九〇〇一号) 新旧対照表

新	旧
<p>別紙指定基金健全化計画承認基準</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 指定基金の指定及び解除</p> <p>一 指定対象基金</p> <p>指定対象基金は、次のいずれかに該当する基金とする。</p> <p><u>(1) 直近三年間に終了した各事業年度の末日において、純資産額が最低責任準備金の九割を下回っている基金</u></p> <p><u>(2) 直近に終了した事業年度の末日における純資産額が最低責任準備金の八割を下回っている基金</u></p> <p>二 指定時期</p> <p>指定基金の指定は、毎年九月末までに基金が提出する貸借対照表、損益計算書及び業務報告書(以下「決算報告書」という。)に基づき、同年十一月末日(当該日が属する年度を「指定年度」という。)までに行うこと。</p> <p>三 (略)</p> <p>第三 健全化計画</p> <p>一 (略)</p> <p>二 健全化計画の内容</p> <p>健全化計画書には、次に掲げる事項について記載すること。</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) 目標達成のために必要な具体的措置</p> <p>具体的措置については、①給付設計に関する事項、②適用に関する事項、③負担に関する事項、④業務に関する事項及び⑤その他ごとに改善措置の内容及び実施年月を記載すること。この場合において、当該具体的措置を実施すること及び実施時期について、代議員会の議決を経た上で記載することを原則とするが、<u>基金及び設立母体の実情や、具体的措置を実施するために必要な期間等を考慮し、それらの見込みについて記載することは差し支えないこと。ただし、見込みを記載する場合であっても、健全化計画は、あくまでも、基金の財政の健全化を図ることを目的としたものであることに十分留意すること。</u></p> <p>(4) 措置に伴う財政の見直し</p> <p>具体的措置に基づく、基金の財政の見直しを作成すること。最低責任準備金の予測に当たっては、厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りをを用いることとし、<u>基金の年金資産の見通しに用いる利回りは、基金の運用利回りの過去五事業年度の実績の平均、計画作成時における「厚生年金基金令第三十九条</u></p>	<p>別紙指定基金健全化計画承認基準</p> <p><u>(目次)</u></p> <p><u>第一～第七(略)</u></p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 指定基金の指定及び解除</p> <p>一 指定対象基金</p> <p>指定対象基金は、<u>厚生労働大臣が指定基金に指定する日の属する年度(以下「指定年度」という。)の前三事業年度の決算において連続して、純資産額が最低責任準備金の九割を下回っている基金とする。</u></p> <p>二 指定時期</p> <p>指定基金の指定は、毎年九月末までに基金が提出する貸借対照表、損益計算書及び業務報告書(以下「決算報告書」という。)に基づき、同年十一月末日までに行うこと。</p> <p>三 (略)</p> <p>第三 健全化計画</p> <p>一 (略)</p> <p>二 健全化計画の内容</p> <p>健全化計画書には、次に掲げる事項について記載すること。</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) 目標達成のために必要な具体的措置</p> <p><u>基金の実情に応じ、目標を達成するための具体的な措置について記載すること。</u></p> <p>具体的措置については、①給付設計に関する事項、②適用に関する事項、③負担に関する事項、④業務に関する事項及び⑤その他ごとに改善措置の内容及び実施年月の<u>見込み</u>を記載すること。</p> <p>(4) 措置に伴う財政の見直し</p> <p>具体的措置に基づく、基金の財政の見直しを作成すること。最低責任準備金の予測に当たっては、<u>年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りについての直近の過去五事業年度の実績の平均又は厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りのいずれかを</u>用いることとし、<u>基金の年金資産の見通しに</u></p>

新	旧
<p><u>の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率」(平成九年厚生省告示第八十三号)の規定に基づく予定利率又は厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りのいずれか大きい率を上回らないこと。なお、最低責任準備金の予測について、確定している厚生年金の運用利回りの実績を用いること。また、直前の財政検証の基準日の翌日が属する事業年度の運用利回りについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは差し支えない。但し、加入員数については、過去五事業年度の実績を用いて適切に見込むこと。</u></p> <p>三 健全化計画書の申請及び添付書類等 指定基金は、健全化計画書の提出に当たっては、財政の将来見通し部分に年金数理人の確認及び署名押印を得、かつ、代議員会の議決を経た上で別添様式1(健全化計画申請書)に代議員会の会議録及び別添様式3(年金数理に関する確認)を添え、指定年度の2月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出すること。なお、指定年度の2月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生(支)局長に報告し、遅くとも、指定年度の翌年度の9月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出すること。</p> <p>四 健全化計画の承認 厚生労働大臣は、指定基金からの申請に基づき、前記二の(3)による具体的措置の実施が見込まれ、前記二の(4)による財政の見通しにおいて、基金の財政の健全化が見込まれる場合には、健全化計画の承認を行うものとする。なお、「基金の財政の健全化が見込まれる場合」とは、例えば、指定年度の前年度(健全化計画の提出が指定年度の翌年度となり、指定年度の実績に基づき当該計画を作成している場合は、指定年度)に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇することであること。</p> <p>第四 健全化計画の変更 例えば、下記①から③に該当するなどにより、財政を健全化することが困難と見込まれるに至った指定基金は、第三に基づき健全化計画を新たに作成し、厚生労働大臣に対し、健全化計画の変更の承認を申請する必要があること。なお、厚生年金保険法(昭和二十九法律第百十五号)第百七十八条の二第三項の規定により、厚生労働大臣が指定基金に対して、期限を定めて健全化計画の変更を求めることがあること。</p> <p>① <u>健全化計画書における前提が、著しく異なるに至った場合、又はその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合</u> ② <u>健全化計画に基づく措置を講ずることが、困難な状況が生じた場合</u> ③ <u>設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合</u> (削除)</p> <p>第五 健全化計画の実施状況報告 指定基金は、指定を受けている間、健全化計画の実施状況について、四半期業務報告書の提出に合わせ別添様式4(四半期健全化計画実施報告書)を、決算報告書の提出に合わせ別添様式5(健全化計画実施年次報告書)を作成し、管轄の地方厚生(支)局長に提出すること。なお、別添様式5(健全化計画実施年次報告書)については、指定年度に係る</p>	<p>用いる利回りは、直前の財政計算で用いた予定利率を上回らないものとする。なお、直前の財政検証の基準日の翌日が属する事業年度の運用利回りについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは差し支えない。</p> <p>三 健全化計画書の申請及び添付書類等 指定基金は、健全化計画書の提出に当たっては、財政の将来見通し部分に年金数理人の確認及び署名押印を得、かつ、代議員会の議決を経た上で別添様式1(健全化計画申請書)に代議員会の会議録及び別添様式3(年金数理に関する確認)を添え、指定年度の2月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出すること。</p> <p>四 健全化計画の承認 厚生労働大臣は、指定基金からの申請に基づき、指定年度の3月末日までに健全化計画の承認を行うものとする。</p> <p>第四 健全化計画の変更 一 変更を必要とする場合 ① <u>健全化計画書における前提が、著しく異なるに至った場合、又はその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合</u> ② <u>健全化計画に基づく措置を講ずることが、困難な状況が生じた場合</u> ③ <u>設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合</u> ④ <u>その他、厚生労働大臣が必要と認める場合</u></p> <p>二 期限 <u>厚生労働大臣による変更の求めがあった日の翌日から起算して三ヶ月後の日が属する月の末日までに提出すること。</u></p> <p>第五 健全化計画の実施状況報告 指定基金は、指定を受けている間、健全化計画の実施状況について、四半期業務報告書の提出に合わせ別添様式4(四半期健全化計画実施報告書)を、決算報告書の提出に合わせ別添様式5(健全化計画実施年次報告書)を作成し、管轄の地方厚生(支)局長に提出すること。</p>

新	旧
<p><u>ものから提出する必要があること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>別添様式1 (略)</p> <p>別添様式2</p> <p style="text-align: center;">健全化計画書</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1. 財政健全化計画 (1) 現状 (略)</p> <p>(2) 財政の健全化の目標 (略)</p> <p>(3) 具体的改善措置 (略)</p> <p>(注) 具体的改善措置の欄には、改善措置の実施年月(目途)を記載すること。<u>また、改善措置を実施すること又は実施年月について、代議員会で議決した事項については、代議員会で議決した旨を記載すること。</u></p> <p>2. 健全化計画に基づく財政見直し (略)</p> <p>注1: <u>財政見直しは、指定年度の前年度決算(実績値)を基に作成し、直近五年間の実績値及び健全化計画の対象年度における見通しを記載すること。ただし、健全化計画を変更する場合は、直近の決算(実績値)を基に作成し、直近五年間の実績値及び健全化計画の対象年度のうち残りの年度における見</u></p>	<p>第六 実施時期 <u>平成十七年度から、指定年度前三ヶ年度の決算報告書に基づき指定する。</u></p> <p>別添様式1 (略)</p> <p>別添様式2</p> <p style="text-align: center;">健全化計画書</p> <p>(略)</p> <p><u>1. 財政に関する事項</u> (略)</p> <p><u>2. 業務に関する事項</u> (略)</p> <p><u>3. 歴代代議員・理事等名簿</u> (略)</p> <p><u>4. 財政状況の経緯と現行のままでの財政見直し</u> (略)</p> <p>5. 財政健全化計画 (1) 現状 (略)</p> <p>(2) 財政の健全化の目標 (略)</p> <p>(3) 具体的改善措置 (略)</p> <p>(注) 具体的改善措置の欄には、改善措置の実施年月(目途)を記載すること。</p> <p>6. 健全化計画に基づく財政見直し (略)</p> <p>注1: <u>財政見直しは、指定にあたり用いられた3ヶ年の決算の初めの年度(実績値)から作成すること。</u></p>

新	旧
<p><u>通しを記載すること。</u></p> <p>注2 (略)</p> <p>注3：<u>将来見通し作成に係る脱退率等基礎率は直近の財政計算のものを使用する。なお、加入員数については、過去五事業年度の新規加入員数等の実績を踏まえて、適切に見込むこと。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>別添様式3～別添様式4 (略)</p> <p>別添様式5</p> <p style="text-align: center;">健全化計画実施年次報告書</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. 健全化計画に基づく財政見通し</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>注1：<u>財政見通しは、指定年度から報告年度までは決算の実績値を記載し、健全化計画の対象年度のうち報告年度以降の事業年度については、報告年度の決算(実績値)を基に作成した見通しを記載すること。</u></p> <p>注2：年度末積立金は純資産額とすること。</p> <p>注3：<u>将来見通し作成に係る脱退率等基礎率は直近の財政計算のものを使用する。なお、加入員数については、過去五事業年度の新規加入員数等の実績を踏まえて、適切に見込むこと。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>別添様式6 (略)</p>	<p>注2 (略)</p> <p>注3：<u>脱退率等基礎率は直近の財政再計算のものを使用する。</u></p> <p><u>注4～注7 (略)</u></p> <p>別添様式3～別添様式4 (略)</p> <p>別添様式5</p> <p style="text-align: center;">健全化計画実施年次報告書</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. 健全化計画に基づく財政見通し</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>注1：<u>財政見通しは、指定にあたり用いられた3ヶ年の決算の初めの年度(実績値)から作成すること。</u></p> <p>注2：年度末積立金は純資産額とすること。</p> <p>注3：<u>脱退率等基礎率は直近の財政再計算のものを使用する。</u></p> <p><u>注4～注5 (略)</u></p> <p>別添様式6 (略)</p>